

管理処分の方向性を検討中及び個別に活用方針を定めるとした物件

ここに掲載されている物件は、記載の理由により、管理処分の方向性を検討していることや個別に活用方針を定めることから、処分等を留保しています。

詳細については、各物件を管轄する財務局・各財務事務所・出張所の担当課（統括）へ直接お問い合わせください。

令和4年12月8日現在

整理番号	所在地	面積 (平方メートル)	処分留保理由	事務所等	担当	電話番号	備考
1	山越郡長万部町 字長万部411番421	3,972.79	地方公共団体の活用要望を踏まえ、個別に活用方針を定める必要があると判断したもの	函館	管財課	0138-47-8445	

※ 「備考」欄には、令和元年9月20日付財理第3206号「最適利用に向けた未利用国有地等の管理処分方針について」通達記第6-2の規定に基づき確認した地域の整備計画等に係る意見（意見があった場合に限る。）等を掲載しております。